

提出された意見及びそれに対する考え方

No	提出者	意見	意見に対する考え方
1	個人A	<p>○ (3) 資格者証のカード化及び(4) 学校等の認定に係る公示方法の見直し原案通りにて賛成します。</p> <p>○その他</p> <p>□電気通信主任技術者規則の条番号について 第24条の2が設けられる一方、第41条が「削除」となることなどから、条番号の繰り下げ・繰り上げが必要と思われます。(枝番の解消)</p> <p>□工事担任者規則の条番号について 第22条の2が設けられる一方、第39条が「削除」となることなどから、条番号の繰り下げ・繰り上げが必要と思われます。(枝番の解消)</p> <p>□電気通信主任技術者資格者証の携帯について 工事担任者資格者証と異なり、電気通信主任技術者資格者証には引き続き、携帯の義務は無いことになると考えます。</p> <p>□システム課のメールアドレスについて shisutemuka@(後略)→systems@(後略)などに変更するのがスマートかと考えます。</p>	<p>改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、電気通信主任技術者資格者証の携帯については、貴見のとおりです。ご指摘をいただきました其他のご意見については、今後の参考として承ります。</p>
2	個人B	<p><意見> 電気通信主任技術者資格者証のカード化については不要である (工事担任者資格者証の様式変更については賛同する)</p> <p><理由></p> <ol style="list-style-type: none"> わが国における資格者証の形状について、A4判賞状タイプのものでカードタイプのもので一般的であるが、難関資格とされているものにA4判賞状タイプのもので多く、カード化すると資格の権威が薄れる 現場の作業者が常時携帯、即時提示するにはカードタイプが必要だが電気通信主任技術者資格者証についてはその必要はない。 電気通信主任技術者資格者証の真贋はまず選任する事業者が責任を負うべきで、その確認は監督官庁が申請のたびに行えば足りる。 現状の顔写真の無いA4判賞状タイプで十分である。 	<p>電気通信主任技術者資格者証のカード化については、耐久性・携帯性の向上のほか、偽造防止、本人確認の強化も目的としているものです。</p> <p>また、本資格は必置資格であり、カード化によって資格の権威が薄れるものではないものと考えます。</p>

3	個人C	<p><<意見>> 資格者証のカード化にあたり、電気通信主任技術者及び工事担任者の資格者証をまとめ、単一で所持出来る様、配慮をお願いします。 同様のカードを複数枚所持するのは非効率の為。 以上</p>	<p>ご意見については今後の参考として承ります。</p>
4	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	<p><u>1. 電気通信主任技術者の配置要件の見直しについて</u> 今回の改正内容は、業務区域が複数の都道府県にまたがるような登録電気通信事業者に対して、原則として当該設備を設置する都道府県ごと(兼務条件あり)に電気通信主任技術者を配置するよう義務づけるものであります。しかし、当該の登録電気通信事業者における事業規模、ネットワーク構成、設備設置状況等は大きく異なります。具体的には、端末系伝送路設備及び中継系伝送路設備を有する事業者と中継系伝送路設備のみを有する事業者です。後者の場合、設備設置は複数の都道府県に対して1箇所程度(主要都市)ですので、以下の告示第3号に関してはそれら考慮しての隣接する複数の総合通信局までの兼務を可能となる要望をします。</p> <p>○告示第3号(兼務規定)について 総合通信局の管轄区域内または当該管轄区域内と隣接する都府県の兼務を許容しています。 これは各都道府県単体に事業用電気通信設備を配備している場合でも、総合通信局管轄区域レベルでの電気通信主任技術者の集約を認めることとなります。</p> <p>したがって、事業用電気通信設備の設置箇所が1箇所である総合通信局管轄区域の電気通信事業者がこれと隣接する管轄区域の事業用電気通信設備 1箇所に対する兼務を認めても、今回の省令の改正意図を満たしていると考えます。例えば、近畿地域では大阪府のみに事業用電気通信設備を有する事業者の当該地域を常勤とする電気通信主任技術者が、東海地域の愛知県、北陸地域の富山県にある事業用電気設備の電気通信主任技術者を兼務することを認めてもよいと考えます。</p> <p><u>2. 施行期日について</u> 今回の改正はで「電気通信主任技術者の配置要件の見直しに関しては、公布</p>	<p>本改正の趣旨は、地理的により細やかに設備の監督が行われ、障害発生時にはより現地に近いところで現場との連携を密にして復旧にあたること等により、障害発生時の未然防止・障害発生時の早期復旧を目的とするものであり、原則はあくまでも都道府県ごとの選任です。</p> <p>告示に定める基準を満たす場合については、例外的に総合通信局管内及び当該管内と隣接する都府県の兼任を認めておりますが、あくまでも本改正の趣旨に沿った例外的な取扱いであることをご理解願います。</p> <p>施行期日については、ご意見にあるような事情を考慮し、公布の日か</p>

		<p>の日から起算して1年を経過した日から施行する。」とされています。</p> <p>新たに電気通信主任技術者を選任する場合は、以下の2とおり選択できますが、いずれの場合も追加費用とそれに対応するための期間が必要となりますので、施行期日の延長(2年程度)を要望します。</p> <p>①自社の社員から電気通信主任技術者を選任する場合</p> <p>ア 自社に新たに選任する電気通信主任技術者資格保有者がいない場合、電気通信主任技術者試験による資格を取得するまで期間が必要です。(試験実施は2回/年であるため)。</p> <p>イ 新たに資格保有者を雇用し選任する場合 資格保有者を必要数雇用するための費用。</p> <p>②アウトソーシング先の資格保有者を選任する場合</p> <p>現行での事業用電気通信設備の保守業務等は、電気通信主任技術者の資格の有無を確認していません。今回の改正を満足するための有資格者の確認が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有資格者が存在する場合は、アウトソーシング先との条件変更契約。 ・有資格者が存在しない場合は、新たなアウトソーシング先の選定とその契約交渉、契約後の導入教育が必要となります。 	<p>ら起算して1年の経過措置を設けているものです。ネットワークの障害が多発し、増加傾向にある現状からみて、1年程度の経過措置が妥当であると考えます。</p>
5	イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>I. 当社の基本的な考え方</p> <p>電気通信サービスの質を向上させるべく、障害を未然に防ぐための管理体制や迅速対応が可能な体制の整備については賛同いたします。しかし、多様な形態の電気通信事業者が存在する現在、その目的達成のための手段については事業者毎に設備の構成等が異なるため、慎重な議論が必要と考えます。本件につきましては、現状のネットワーク構成や管理体制の集約化という流れを十分に踏まえ、どのような対策が効果的であるのかについて更なる議論及び検証が必要と考えます。</p> <p>電気通信主任技術者の配置要件への地理的要因の追加につきましても、「IPネットワーク管理・人材研究会報告書」には「実態等を踏まえ更なる検討が必要」と記載されており、研究会においてもその効果については十分な議論がなされていないと理解しておりますが、研究会での議論に基づく帰結ではないのであれば、経緯等については行政の透明性の確保の観点からも、明らかにして頂けますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>ご指摘の「実態等を踏まえ更なる検討が必要」とのIPネットワーク管理・人材研究会報告書における記述については、地理的要件の例外を定める場合について記述されたものです。</p> <p>当該報告書の取りまとめに当たっては、研究会の下にワーキンググループ(WG)を設置し、研究会及びWGにおける議論の上で取りまとめられたものであり、十分な議論がなされたものと理解しております。</p>

		<p>II. 改正省令案に対する意見</p> <p>以下、弊社の意見を述べさせていただきます。</p> <p>【電気通信主任技術者規則】</p> <p>第3条第1項第2項</p> <p>～業務区域が一の都道府県の区域を超える電気通信事業者にあつては～中略～同表の下欄に掲げるもののうちから行うこと。～</p> <p>電気通信事業者毎に管理体制は異なりますが、IP ネットワークの管理においては、複数の県もしくは全国規模でネットワークを集約している事業者が主流と考えます。</p> <p>本改正の目的として「障害の発生件数が増加し、障害が発生した場合の影響が広範囲かつ長時間化していることから、障害を未然に防ぐための管理体制や迅速対応が可能な体制を整備する必要がある」とされておりますが、ネットワーク設備の集約が進む中、事故や故障の規模・件数を低減させる為に県単位に電気通信主任技術者を配置する事の効果については十分な検討を重ねる必要があると考えます。</p> <p>一律に配置の要件を定めるのではなく、装置ベンダとの連携強化・ソフトウェアのチェック体制強化等、ネットワークの集約拠点での人員強化策等、他にも実効性が高いと思われる対策があると考えます。</p> <p>また、管理の集約を前提に事業場の設置及び人員を配置し、ネットワーク構成やシステムも設計されている電気通信事業者にとっては、都道府県毎に電気通信主任技術者を選任し運用監視業務の監督を行わせる為には、配置するための新たな事業場の設置やネットワーク構成及びシステムの改修等が必要になる場合があり、事業展開上の妨げとなる可能性があると考えます。</p>	<p>また、当該報告書案のパブリックコメントにおいても、特段の反対意見はなかったところです。</p> <p>原則、都道府県に電気通信主任技術者を選任することの検討については、上記のとおりです。</p> <p>なお、研究会での議論を踏まえ、一律に都道府県への選任を義務づけることは適切ではないとの判断から、例外規定を設けております。</p> <p>都道府県への電気通信主任技術者の選任に当たっては、電気通信設備の保守業務等の外部委託先の有資格者を選任することを含め、事業者の実情に応じて、効率的・効果的な選任がなされるものと考えます。</p>
--	--	---	--

		<p>【昭和 60 年郵政省告示第 231 号】 全般 ～総務大臣が別に告示する場合を次のように定める～ 「IPネットワーク管理・人材研究会報告書」の 5-1-1(1)イ(イ)「地理的要件の例外について」においては「例えば、次のような場合が考えられるが、制度化に当たっては実態等を踏まえ更に検討することが必要である。」とし、A～Cまでの3つの例が挙げられておりましたが、結論としては「実態等を踏まえ更なる検討が必要」であるはず です。本報告書の発表後、研究会やワーキンググループ等において本件が継続的に検討された経緯はないと理解しております。 本件につきましては、有識者や電気通信事業者を含めた更なる検討の場を設けて いただきたく存じます。</p>	<p>研究会開催後も、電気通信事業者の方々に意見を求め、継続的に検討を行ってきたところあり、電気通信事業者において効率的かつ柔軟な運用がなされるよう配慮を行っているところ です。</p>
		<p>【昭和 60 年郵政省告示第 231 号】 第 3 項 ～総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第百三十八条第一項に規定する～ 中略～次の各号のいずれにも適合する場合～ 複数の都府県の兼任を認めていただいている本規定については評価いたします。 しかし、総合通信局の管轄区域単位で兼任の範囲を規定されている事につきましては、必ずしも電気通信事業者のネットワーク構成や管理体制の実態に即した合理的な内容とは考えられません。「総合通信局の管轄区域内又は当該管轄区域と隣接する都府県」の兼任についても認めていただいておりますが、各事業が自らのネットワーク構成に応じた効率的な運用体制の選択を可能とする兼任体制を認めた内容への変更を希望いたします。 例えば、北陸地方や四国地方等に事業場(拠点)を持たない電気通信事業者においては、周辺での兼任を認めていただきたいと考えます。</p>	<p>上記 4 の考え方で示したとおり、原則はあくまでも都道府県ごとの選任であり、各事業者の設備構成や管理体制に応じ、例外的に隣接地域への兼任を認めているところ です。 なお、事業場を持たない地方での選任については、保守業務等の外部委託先の有資格者を選任することも可能です。</p>